

改正法における  
第一種特定製品の管理者の算定漏えい量報告に関する  
省令等案の概要について（案）

平成26年5月15日  
事務局

[1] 省令の制定の背景

改正法において、第一種特定製品の管理者によるフロン類の漏えい量の把握を通じた自主的な管理の適正化を促すため、一定以上の漏えいを生じさせた場合、管理する第一種特定製品からのフロン類の漏えい量を国に対して報告することとしている。

これらの措置を講ずるに際して、算定漏えい量報告の算定方法等について、主務省令において具体的な措置を定める必要がある。

○第一種特定製品の管理者の解釈について

(補足説明)

- 「第一種特定製品の管理者」の解釈について改正法第2条第8項において、第一種特定製品の管理者とは「フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者」とされている。
- 通常、製品の「所有者」が管理権限を有する場合が多いと考えられるが、リース・レンタル契約、テナントの場合など、所有権と管理権限の所在が異なる場合が想定される。この場合、所有権の有無にかかわらず、当該契約においてメンテナンスや修理、廃棄等に係る責任主体をどのように定めているかにより、実質的に管理等の責任を有する者を第一種特定製品の管理者とする。管理業務を委託している場合は、当該委託行為を行うことが管理責任の行使に当たることから、管理業務の委託元である者が第一種特定製品の管理者となる。
- なお、第一種特定製品の管理者は、使用等する第一種特定製品に関して、判断基準に基づく点検及び算定漏えい量報告を行う義務を有するため、その管理責任の所在に疑義がある場合は、上記の原則に従って当事者間でいざれが「第一種特定製品の管理者」となるべきかあらかじめ整理しておくことが必要となる。

(備考)

上記の考え方及び第一種特定製品の管理者となるべき機器の所有等の形態の具体的な例については、「運用の手引き」等において記載することとする。

なお、リース契約等の場合は、廃棄と使用の段階において、管理する責任の所在が異なることもあり得る。

## [2] 第一種特定製品の管理者に係る関係省令案の具体的内容について

### 1. 第一種特定製品の管理者による算定漏えい量報告

【法19条、23条関係】

(本事項の趣旨)

改正法第19条においては、フロン類算定漏えい量の算定方法、フロン類漏えい量報告の対象となる第一種特定製品の管理者、フロン類算定漏えい量の報告の方法、連鎖化事業者（いわゆるフランチャイズチェーン）の要件となる約款記載事項について、また、改正法第23条第1項においては、フロン類算定漏えい量報告に添えて提供できる情報の提供方法について主務省令で定めることとしているところ、その細則を定める必要がある。

#### (1) フロン類算定漏えい量の算定方法

- フロン類算定漏えい量は、4月1日から翌年3月31日までの期間において、第一種特定製品の整備に際して行われたフロン類の充填及び回収に関して、冷媒番号区分ごとに①第一種フロン類充填回収業者から交付された充填証明書に記載されたフロン類の充填量（第一種特定製品の設置時に充填した充填量を除く）を当該期間において合算した量から、②回収証明書に記載されたフロン類の回収量を当該期間において合算した量を除して得た量に、③当該区分に応じた地球温暖化係数（※）を乗じて得られる量を合算して得られる値とする。

※地球温暖化係数：温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき、別途主務大臣が定める係数をいう。

## (2) フロン類算定漏えい量の報告対象となる第一種特定製品の管理者

- 報告の対象となるフロン類算定漏えい量が相当程度多い事業者とは、フロン類算定漏えい量が 1,000 トン（二酸化炭素換算）以上の者とする。

## (3) フロン類算定漏えい量の報告の方法

- フロン類算定漏えい量報告は、毎年度 7 月末日までに、必要事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。
- 対象事業者は、次に掲げる事項を事業所管大臣に報告することとする。
  - ①第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - ②第一種特定製品の管理者において行われる事業
  - ③第一種特定製品の管理者の主たる事業所の名称及び所在地
  - ④直近の算定期間におけるフロン類算定漏えい量（全国合計の量）並びに当該量について都道府県ごとのフロン類算定漏えい量及びその内訳となるフロン類の冷媒番号区分ごとの量（冷媒番号区分ごとに、第一種フロン類充填回収業者から交付された充填証明書に記載されたフロン類の充填量（第一種特定製品の設置時に充填した充填量を除く）を当該期間において合算した量から、回収証明書に記載されたフロン類の回収量を当該期間において合算した量を除して得た量をいう。）
  - ⑤一の事業所におけるフロン類算定漏えい量が 1,000 トン（二酸化炭素換算量）以上のものについては、事業所ごとに②から④に掲げる事項
- 二以上の事業を行う者が行う報告は、当該事業を所管する全ての大間に對して行うものとする（同一内容を報告することとする。）。

## (4) 連鎖化事業者の要件となる約款記載事項

- 連鎖化事業者の要件となる約款記載事項は以下の①及び②の要件のいずれにも該当する者とする。
  - ①定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者が、加盟者の設置している第一種特定製品の使用等の管理の状況に係る報告に関する事項
  - ②加盟者の設置している第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法に係る指定に関する事項
- 連鎖化事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は連鎖化事業者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに上記事項に係る定めがあつて、当該契約書又は方針、行動規範若しくはマニュアルを遵守するよ

う約款に定めがある場合には、約款に上記の定めがあるものとみなす。

#### (5) フロン類算定漏えい量報告に添えて提供できる情報の提供方法

- フロン類算定漏えい量報告に添えて提供できる情報の提供は、次に掲げる事項を記載した書類を添付することにより行うことができるものとする。  
(事業者が必要に応じて事業所管大臣に報告)
  - ①フロン類算定漏えい量の内訳に関する情報
  - ②フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報
  - ③フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報
  - ④フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報
  - ⑤その他の情報

## 2. 環境大臣及び経済産業大臣による報告事項の記録等（注）

【法20条、23条関係】

### （本事項の趣旨）

改正法第20条においては、事業所管大臣から環境大臣及び経済産業大臣に通知されたフロン類算定漏えい量報告の記録の方法、及び事業所管大臣等への通知方法等について定めることとされている。また、第23条においては、第一種特定製品の管理者がフロン類算定漏えい量報告に添えてフロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供された際の通知方法等について定めることとされている。

#### (1) フロン類算定漏えい量報告の記録・集計の方法

- 環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣から通知された報告について、電子計算機の操作により電子計算機に備えられたファイルに記録するものとし、記録の方法については環境大臣及び経済産業大臣が別に定めることとする。
- 環境大臣及び経済産業大臣は、上記により記録した事項について、全国並びに都道府県及び業種ごとに、第一種特定製品の管理者の名称及びフロン類算定漏えい量並びに当該事業者の特定事業所の名称及びフロン類算定漏えい量を集計するとともに、その結果を事業所管大臣及び都道府県知事に通知するとともに、公表することとする。

## (2) フロン類算定漏えい量報告の事業所管大臣等への通知方法等

- 環境大臣及び経済産業大臣の通知は、(1)によりファイルに記録された事項のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う第一種特定製品の管理者に係るものを事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ磁気ディスクに複写したもの交付することにより行う。

(注)

本資料において示す事項は、原則としてフロン類算定漏えい量報告に関する省令として、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣による共同省令により規定することとなる。ただし、改正法20条1項から3項に規定される事項（上記（1）及び（2））については、上記省令とは別途、環境省令・経済産業省令において定めることとなる。本資料においては、フロン類算定漏えい量報告に係る一連の手続きを分かりやすく説明するため、別途の省令に係るものを一つの資料にまとめて整理している。

## (3) フロン類算定漏えい量報告に添えて提供された情報の通知方法等

- 環境大臣及び経済産業大臣は改正法第23条第1項の規定に基づき、第一種特定製品の管理者から提供された情報について、当該提出をした第一種特定製品の管理者の同意の下に、(2)の記録と一体的に行うものとする。
- 上記により記録された情報のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う第一種特定製品の管理者にかかるものを事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所にかかるものを都道府県知事に、それぞれ磁気ディスクに複写したものの交付により、(2)による通知及び公表と一体的に行うものとする。